

○紋別市条例の準用に関する条例

制 定 令和3年9月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 西紋別地区環境衛生施設組合の運営のために行う紋別市条例の準用については、他に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 西紋別地区環境衛生施設組合が準用する紋別市条例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 紋別市の休日を定める条例（平成3年紋別市条例第12号）
- (2) 紋別市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和29年紋別市条例第47号）
- (3) 紋別市職員の定年等に関する条例（昭和29年紋別市条例第10号）
- (4) 紋別市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年紋別市条例第46号）
- (5) 紋別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年紋別市条例第24号）
- (6) 紋別市職員の育児休業等に関する条例（平成4年紋別市条例第19号）
- (7) 紋別市職員の給与に関する条例（昭和29年紋別市条例第36号）
- (8) 紋別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紋別市条例第25号）
- (9) 紋別市職員の退職手当に関する条例（昭和59年紋別市条例第11号）
- (10) 紋別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年紋別市条例第26号）
- (11) 紋別市旅費支給条例（昭和29年紋別市条例第14号）
- (12) 紋別市情報公開条例（平成9年紋別市条例第26号）
- (13) 紋別市個人情報保護条例（平成15年紋別市条例第20号）
- (14) 紋別市財政事情説明書の作成及び公表に関する条例（昭和29年条例第51号）
- (15) 紋別市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年紋別市条例第18号）
- (16) 紋別市行政財産目的外使用条例（昭和40年紋別市条例第15号）

2 前項の規定により紋別市条例を準用する場合において、同項各号に掲げる紋別市条例のそれぞれの規定中「紋別市」とあるのは「西紋別地区環境衛生施設組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「紋別市職員」とあるのは「西紋別地区環境衛生施設組合職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。